

まして驚いているわけでございますけれども、三年連続で来ているというようなことでございまして、やはり防衛施設庁へ、どのように、滑走路の修理だけが三年続くのかというようなことを考えまして、一回施設庁にお聞きしたいというふうに考えておるわけでございます。

このチームスピリット87の中で、今、イギリスとかタイとか、いろいろな飛行機が来ているということも、正直なところ、全然私どもは、情報入手しておりませんので、こういったことを含めまして、私どもはこういう情報をいただきまして、大変ありがとうございます。

それから、E-2Cの件でございますけれども、この件につきましては、今後もし市内上空について、やはりさっき申し上げたとおり、この件は夜間もやりますし、非常に低空でございますし、いろいろな要素がございますので、これから中止方を、もしか、こういった関係で飛来してきた場合には、そのように申し上げたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、第三点目の、基地の曲技飛行でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、はつきり九月に来るかわからないかは、実ははっきり、私どもにも連絡はないんでございますけれども、基地の方で自衛隊に持ち出したんですか、あるいは防衛施設庁の方ですか、そういったことを含めまして、早急に調べてみたいと思いますし、それは、いろいろ私どもは時間も割合と少ないし、それから短時間でございますし、相当の観光というところであれでございますけれども、横田基地の開放というようなことで、大勢のお客さんが見えますので、やはりそういった一つの展示飛行というのは、やむを得ないというふうに考えておるわけでございます。

それから、燃料輸送の件でございますけれども、この件につきましても、初めてこういった事故というか、そのようなことがあったというようなことで、日本貨物輸送、あるいは米軍、それから防衛施設庁等々関係者に一応連絡をいたしまして、安全というようなこと、あるいは都道の関係でございますので、都の方へも一応お話をいたしまして、協議をしていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、貨車輸送以外の輸送の件については、存じておらないわけでございます。

国民健康保険についての、保険証の交付でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、やはり正直者とか、保

険税の納入はお願いしたいということでございまして、市の財源も非常に大きな金額が出ておりますので、何とかやはりこのことについて、ある程度の整理をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、国民健康保険の方につきましては市長の補足答弁をさせていただきます。

今御説明申し上げましたとおり、四月からの保険証の切りかえに際しましては、何というんでしようか、滞納の多かった方というんでしようか、そういう方に一応通知を差し上げまして、保険証をこちらの方でストップしたわけでございます。

それは、保険証を交付しないというわけではございませんで、そういう方の中に、実際にはほかの保険に入っている方とか、あるいは住民票だけありますけれども、実際には不在の方とか、そういう方もあるわけでございます。そして、長年保険税等を納めていないというような方があります場合には、うちの方でそれを確認する意味も兼ねて預かっておるといわけで、その確認を兼ねて預かっている場合に、当然御通知を差し上げるわけでございます。そのときに、保険証を差し上げますから、ぜひおいでください。その際には、保険税等についての納入についても御相談に応じますよという通知を必ず出しておりまして、事故のないような配慮というのは十分なされておると思えます。

また、万が一緊急というふうな場合についても、何というんでしようか、私の方としても十分対応できるというふうな措置としては、いろいろな保険証を全部ストップすることじゃなくて、その滞納がありましたも、その実情に応じましては保険証をお渡しするということも考慮しておるわけでございます。

ですから、単に保険税が納まってないからストップということに限らず、それ以上に、基本的には身元が、例えば保険税を納めてないというのが余りに続いていますと、いるのかいないのか、住民票だけあって実際に市民としてほかに住んでるんじゃないかというふうな問題とか、あるいはほかの保険に入っちゃって放置されてるんじゃないかとか、いろいろ疑問があるわけですね。ですから、そういう面での保険証のとりあえずのストップということでございます。今後ともそういうふうな面については慎重に、事故のないように対応していきたいと思えます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） やはり最初の横田基地のところについては、市長は上手に、微妙にお話をずらしているんですが、こういうことを聞いたんですよ。あのE-2Cについては中止の申し入れをなさっているわけで、それは一定に、つまり効果が上がっていると僕は思っていると上で、C-9の移駐に関しては中止要請をする気があるのかどうかという

ことを聞いたんです。

つまり、三年目でしよう。なおかつ一定期間に必ず来るというのは、台風避難とか、そんなふうには考えられませんがね。ある程度、全体の訓練戦略があつて来るとしか思えないんですよ。あるいは、それがチームスピリットの最中と関係があるかどうかはまた別にしましてね。だから、来たぞでも、来るぞでも構わないんですよ。そのときに来てもらつては困るんだということを、つまり移駐中止を言うつもりがあるかどうかということを、聞いたんですよ。

なおかつ僕は、一年間の一定期間毎年来るならば、やはり態様の変化が生じたというふうには思つていいと思うんですよ。つまり、あの人たちが言うのは、何かEDYとかつて言うんですけど、だけど、たとえ一時的な移駐にしても、あるいは転動にしてもですね、毎年同じ時期に同じように来るとなればね、それは一定期間の常駐と同じだと思うわけですよ。それでさっき態様の変化というふうには考えないのかということをおっしゃったわけですよ。

もう一つは、同じクラークから出たRF-4という、ファントムジェット機にリーダーがついたようなやつがあるんですが、カメラがついたやつ、その部隊の移駐に関しては、沖縄の、沖縄市の北谷町も読谷村も反対をしてるんですよ。来てもらつては困ると言ってるんですよ。それはあちらが戦闘機で、こちらが輸送機だということの差はもちろんあるかもしれないけれども、実際に、クラークが毎年同じように工事だという理由で、沖縄と、日本にとの部隊を移すということに対して、きちんとした反応をしているわけですよ。それから言えば、例えばE-2Cが来てもらつては困るような形でね、同じようにC-9については、移駐について、反対の表示をもらうことができるかどうかということを伺ったんです。ですから、そのことについては、ぜひお答えを願いたいと思います。

それから、ブルーインパルスにつきましても、はっきりとは知らない。基地が言ったのか米軍が言ったのか調べてみたい。短時間だし、ありていに言えば、観光の資源なんだからやむを得ないんだということ、だったら、基地の親善友好祭で、市に一体幾らお金が落ちるんですか。それで、その落ちたお金分ぐらいお返ししてもいいんじゃないですか。つまり、騒音でまき散らされた分ぐらい得をしているというふうな僕は考えたと思うんですよ。であれば、何万もの人が来て、実際に牛浜の駅から降りて、基地に吸い込まれていって、何にも潤わないですよ。

去年なんか、あそこにお店を開いたテキ屋さんとお巡りさんがすごい勢いでトラブってね、焼きリンゴの一つもないって感じですよ。それは当然警備する方はそう考えるわけですね、そうでもない人がまぎれ込まないかと考えるから、テ

キ屋さんなんかという、非常に厳しいわけですよ。それで周辺のその商店街、例えば十六号線の商店街、そんなに行くかっていうと、そんなことないと思いますよ。何万の、つまり飛行機を見たい人たちの、しかも何にも、つまり、もうかるのはJR青梅線ぐらいでね、あるいはあのときに、つまり周辺の苦情はないでしょう。我が家の庭に車を止められたの、車が出られないの、わらつけ街道は走れないの、やれ、こうして滑った、ころんだという苦情はたくさんあるはずですよ。それと全部引きかえにしても資源的にいいというならば、一体福生市、幾らもうかるか、ちょっと教えてくださいよ。その上で、これだけの、つまり観光の意味があるんだから、だからブルーインパルスはちょっとあきらめなさいというよう

なことがあるとすれば、言つてほしいんです。

しかし、考えたつて、要するに戦争の機械を見て、それを観光の資源にするという、そのものについては疑問ももちろんありますね、それが静かに展示してあるものを見る飛行機公園という話が前に出ましたけど、今までの議会、何年もの中で、止まつてるものを見る、例えば鹿屋とか、ほかにもありますよ、飛行機を展示してそれを見たりさわらせたりする、そういうようなことじゃなくてね、音だつて一日のもので、それで観光資源なんてことが言えるのであれば、ちょっと論拠を示してくださいよ。僕は、それをちゃんと聞いた上で、やはりブルーインパルスは、市長さんの決断で来なくて済むんですから、その辺ちょっと伺いたいというふうに思います。

それから、拜島の駅の話ですけども、協議をしてください。ぜひお願いしたいんです。

それから例えば、意外と、安全基準には達していると思ひますけれども、線路ぎりぎりまで家があたりするわけで、それに対する考慮、配慮というものがなければ、今まで不思議だった逆に言う、事故がなくて、うまくいってたんですよ。四十年近くね。事故が起きたのが、偶然ほかの駅だったりしたんで、何となく助かってたけれども、非常に安全にも問題があるし、それから五日市街道の交通量がふえてくれば、不完全な踏切じゃどうしようもない。基本的にはああいっただけがない方がいいと思つてますけれども、安全についてはぜひ考慮をしていただきたい、これは要望だけにしておきたいと思ひます。

それから、保険証の問題ですけども、まあ、小野部長の話からいくと、これは本当は市長の答弁がほしかったんで、とばけられて困ってるんですが、もう一度聞こうと思つてますけれども、その保険証を渡さないんじゃないんだと。実情にに応じているんだと。でもね、でも実情に応じているけれども、現実には保険証が全く使えない期間があることは、一体

どういふふうに思われるんですか。それはだから、小野部長に聞くよりも、市長にむしろ伺った方がいいんです。

つまり、事故がある可能性があったり、あるいは既にほかの保険に入っている人もいるかもしれない。それから身元がわからなくなっているかもしれない、幾つかのことがあると思うんですよ。でも、それは七千四百五十二件の、保険証にかかわっている人たちの一体どれぐらいですか。つまり、そのことをあらわにあげるために、逆に言うと、その時点で未納だった千百十五世帯の人たちに渡さないということになるわけでしょう。それはどういふふうに考えるべきかということを、ちょっと市長に伺いたいんですね。

もう一つ、部長に伺っておきたいのは、一体、前回の実績から言うと、一体どれぐらいの数が実際に身元がわからなかったり、転出をしていたり、あるいは非市民であったり、それからほかの保険であったり、実績があるわけですか。その数から言って、もちろん滞納していることがいいとか、そういう話をしているわけじゃないですよ。事情があるに決まっているから、伺っているわけですよ。そうだとすれば、まずまずね、保険証が全く使えない時期が何日間でも、あるいは最大六十日間でも存在すること、今言った行政上の便宜、つまり非市民であることがわかったり、ほかの保険に入っていることが確認されたり、本人の申告がない場合は調べるといった、行政上の便宜とてんびんにかけてるわけでしょう。それは一体、どのように考えるかということから言えば、現実にはそういった、保険証を渡せない状態になっている人は、前回の実績でどれぐらいいたのですか。その数によつては、しょうがないと思う面もあるだろうけれども、実際にはあれでしょう。まだ交付している段階が、三百五十八しかないわけでしょう。今度当たっていいは、もっと減る可能性があるわけ、前回のどれくらいかわかりませんが、そこを交換するには、僕は余り行政としては、例えば国の法律の改正の問題ももちろんあるんです。例えばさっきちょっと言ったけれども、資格証明書を出しなさいと言っているわけでしょう。資格証明書というのはつまり、ありていに言えば、この人は認めるけれども、三割負担はしませんよってやつですよ。ないに等しいんです。保険証がないから、ないような人を見てくれないような病院もあるだろうから、間違いない人だつていうことの資格証明かもしれないけれども、とにかくにもですね、保険証が全くなくて、保険のさっき言った相互扶助ということから言っても、保険の恩恵に当たれない人がその期間出てくるわけですよ。一定期間一定人数ね。そこと、今の行政上の便利さということとは、どういふふうに考えているのか、資料がほしいのと、市長さんにはそこについては、僕はさっきも言ったけど、とにかく現に渡してからだつてそんな調査はできるでしょうと。つまりそれは、渡さなけ

れば困るから、とにかく早く払にくるということですよ。それ、お腹の中で、現実にはそう思っているかもしれない。それは言わないけれども。でも、例えば窓口に行つて、あなた、払わなかったら資格証明ですよと言われれば、ないポケットを探しても払いますよ。払うのが正しい。もちろん払わなきゃいけないんですよ。でもそれはね、健全な市民と窓口の関係じゃないですよ。それはやはり、払う意志がとにかくあるんだつてことの証明だとも思いますし、しかし、渡してからだつてそんなことはできるわけですよ。むしろ恐いのはその間に、例えば持っていない状態で事故でもあった日には大変でしょう。それで死んじゃうとかということがあるというふうにも聞いているけど、それは相当大変なことだと思ふけれども、そんな例が出てくるとは余り思いたくないけれども、実際それはどう考えるか、ちょっと伺いたいのと、実際にはどうなっているか、ちょっと知りたいと思います。以上二つです。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして、横田基地、チームスピリット87の、C-19の件についてお答えをいたしますが、やはり、私もさっき申し上げたとおり、三年連続して来ているというようなことが、非常に気にはなるわけでございますが、これがまた、クラーク基地の滑走路の修理で来年も来るといふようなことになりましたら、やはりその場合には考えを要するを得ないというふうに思つておるわけでございます。

それから、九月の曲技飛行の、ブルーインパルスの方でございますけれども、これは先ほど申し上げたとおりでございますので……。（「幾らもうかるか聞いてるんですよ」と呼ぶ者あり）それはちょっとわかりませんが、とにかく何万かの人が来ていただくということ、やはり福生の存在ということが認識されるのではないかというふうにも考えるわけでございます。

○市民部長（小野光朗君） 続きまして、国民健康保険証のことでございますけれども、前回の実績、今細かな数値はございませんけれども、前回ストップ、何と申しますか、保留いたしましたして、二百件残ったわけですね、二百通。そのうち、約百四十七通が、所在不明、あるいは社保に入っていたという実態があるそうです。また、今現在、今回は千百十五世帯一応ストップしまして御通知差し上げたんですけれども、そのうち先ほど申し上げましたとおり、七百五十七通は、納税指導等により納めていただいたわけでございます。現在三百五十八通残つておるんでございますけれども、これは今後、この実態等については巡回したり、訪問したり、あるいは調査したりして、今後確認していきたいと思つています。

それとあと一件、保険証がなくて、万が一お医者さんにかかれなかったというふうなことがあったらどうするかという

ことでございますけれども、当然、そういう恐れがあることはうちの方としても防がなければならぬわけでございます。ただ、現状の中では、お医者さんといたしましても、緊急の場合、例えば夜間とか、どうしても急病という場合には、当然お医者さんは受診する義務というのがございまして、その後、私の方に国保の保険ということで、通知があると思ひますので、その際に適切に対応していきたいと思ひます。

○助役（古谷徳男君） 市長の考え方ということでございますけれども、今言った、部長の方から答弁があったように、やはり健康上、人命にかかわるようなことでございますので、やはり保険証がなくて医者にかかれないということはないようにしていきたいと、このように思ひます。

○十三番（遠藤洋一君） ちょっと困っちゃった。最後のところ、人命にかかわるようなことだから、保険証はないことがないようにしようということは、つまり、とにかく保険証は渡すようにしましうということとで理解していいんですね。よくわからなかった、つまり、意味がわからないことを言われた場合にはどうすればいいんですかね。だから答えられない、つまり、質問にしないでいいんだけど、意味の、ちょっと方向だけ知りたいんだな。ちょっとこの場でも構わないですけど……。 （「わからないことは、終わってから聞けよ」と呼ぶ者あり）じゃあ、要望だけ先にしちゃいます。それで、なおかつあの、今のだけちょっと知りたかったのと、僕はちょっと、議長ね、やっぱり議場の中にね、入っていただきたいと思うんですね。議会が開催されているときはね。よほどの事情がない限り、外でもって議事に参加するというのは、議員としては大変、あるまじき姿だと思ひますし、その上に不規則発言ということになりますとね、一体その、議会で議員として存在することにどのような意味があるかとなってしまうと思うんですね。大変残念だと思うことをまず、言っておきます。そのことは質問に関係ありませんので……。

それではですね、僕は市長に要望だけしておきますけれども、その、三年気がつかなかったと。僕は確かにそうだと思ひます。それで、ぜひ、来年そのような形ときには、考慮していただきたいというふうに思ひます。

それから三番目の、ブルーインパルスに関して、非常に強いことを言ったように思ひますけれども、やはり、何万人の人が来ると福生の存在が認識されるというような形でない福生の認識を、やはりしていただくようなことを、逆に言うと市民の課題のようなものでございども、その騒音が福生市の存在であるということになれば、そんな悲しい認識はないわけで、そのようなことは、今後ないようにしていただきたいというふうに、要望だけしておきます。

それから、拜島の引込線のことですけれども、さっき言ったとおり、ぜひその形での御協議をお願いいたします。

それから、今のその、大変申しわけなかったけれども、小野部長のお話はよくわかりまして、緊急の場合にはそういうこともあるだろうということだと思ひますので、なくても何とかかなと思ひています。

今の、最後の助役のなんですね、そういう意味から言うと、なるべく保険証を渡すということを考えたいという意味なのかどうかだけ、ちょっと知りたいんですけれども、よろしければ。

○助役（古谷徳男君） そういうことです。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） それでは、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、六月十二日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後七時八分 延会

福総庶癸第八百九十八号

昭和六十二年六月四日

福生市長 田村 匡雄印

福生市議会議長

村尾栄次殿

昭和六十二年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和六十二年六月四日付け、福生市告示第三十六号（別紙参照）をもつて、昭和六十二年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十二年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十二年六月四日

福生市長 田 村 匡 雄印

一 期 日 昭和六十二年六月十一日  
二 場 所 福生市議会議場

⑦

福総庶発第八百九十九号

昭和六十二年六月四日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

昭和六十二年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第四十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 二 議案第四十一号 昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第一号）
- 三 議案第四十二号 昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 四 議案第四十三号 昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）
- 五 議案第四十四号 昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
- 六 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 七 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について

- 八 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について  
九 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について  
十 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十一 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十二 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十三 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十四 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十五 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十六 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十七 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十八 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
十九 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十一 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十二 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 二十三 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十四 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十五 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十六 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十七 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十八 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
二十九 議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
三十 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
三十一 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
三十二 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について  
三十三 議案第七十二号 市道路線の認定について

生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書

# 〔陳情趣旨〕

私たちは、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期する」（消費生活協同組合法第一条）の趣旨に基づき、地域の主婦を中心とする組合員の出資・利用・運営の原則のもとで、安心して健康的な食生活の実現、明るく平和な社会の建設のために努力してまいりました。

このような生活協同組合の活動の発展は、単にその組合員の暮らしにとどまらず、広く市民の福祉と住みよい地域社会の実現に貢献できるものと思います。このように消費者の自発的な協同組織である生協は、相対的に弱い消費者の経済的地位を強化し、社会的な対抗力としての消費者の地位を確立する上で大きな役割を持つものであり、その助長が図られるべきであることは、国会決議や政府の数次の経済政策の中でも明確にうたわれているところです。

しかし最近、生協活動への誤解や偏見の上に、このような重要な役割を無視して、その活動を規制させようとする動きが強まっていることは、まことに残念なことです。とりわけ、私たちの活動が準拠する生協法そのまゝを「改正」し、未加入者に対する広告・宣伝までも規制するような動きがあることに私たちは大きな危惧を抱いています。

一方、まだ生協の組織が未発達であつた昭和二十三年に制定された生協法は、今日の生協の規模や活動内容に照らして時代遅れになつた条項や、今後の発展の展望にそぐわない条項もあり、いまや生協を規制するための「改正」ではなく、その発展を保証するための積極的な意味での見直しこそ必要になつていると考えます。

貴議会が日ごろ、生協活動・消費者活動について御理解を示されていることに意を強くしている私たちは以上の趣旨から、国に対して左記のように生活協同組合運動発展のための意見書を提出していただきたくここに陳情いたします。

## 〔陳情事項〕

一、国が、生活協同組合の活動が果たしている社会的な役割を深く認識し、その一層の発展と向上のための措置を積極的に推進するよう意見書の提出を求めます。

昭和六十二年五月二十二日

陳情者代表

福生市志茂一二六

生活協同組合都民生協

片岡久子印

他 九百九十二人